

事業評価実施要綱

第1 目的

この要綱は、建設局所管事業について、事業の必要性等の視点から評価を行い、事業の継続又は中止の対応方針を定めることにより、事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 評価を行う事業

評価を行う事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」および「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」にかかる再評価実施要領」に定める国土交通省所管の補助事業
- (2) 都単独事業において、所管部が評価を行う必要があると判断する事業

第3 評価の視点及び対応方針案の作成

所管部は、主として次の各号の視点から評価を行い、対応方針案を作成する。

- (1) 事業の必要性等(原則として、費用対効果分析を含む)
- (2) 事業の進捗の見込み
- (3) コスト縮減や代替案立案等の可能性

第4 事業評価委員会の設置

- 1 局は、評価の内容及び対応方針案について意見を聴くため、学識経験者等で構成される事業評価委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、評価の内容の適否、改善点等について意見を述べるとともに、対応方針について助言することができる。
- 3 委員会の組織等については、別に定める。

第5 対応方針の決定

局は、委員会の意見及び助言を踏まえ、対応方針を決定する。

第6 対応方針等の公表

所管部は、対応方針等を公表する。

附 則

この実施要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成 14 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成 21 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。